

暑中お見舞い
申し上げます

原田会計事務所 所報

編集 発行人
税 理 士

原 田 啓 吾

広島市中区十日市町1-3-37
十日市町ビル 〒730-0805
TEL. 082 (291) 9870代
FAX 082 (295) 2121
URL <http://www.haradakaikai.net/>

8月

(英月) AUGUST

日	・	11	25
月	・	12	26
火	・	13	27
水	・	14	28
木	1	15	29
金	2	16	30
土	3	17	31
日	4	18	・
月	5	19	・
火	6	20	・
水	7	21	・
木	8	22	・
金	9	23	・
土	10	24	・

8月の税務と労務

- | | |
|---|---|
| 国 税 / 7月分源泉所得税の納付
8月12日 | 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告
9月2日 |
| 国 税 / 6月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 9月2日 | 地方税 / 個人事業税第1期分の納付
都道府県の条例で定める日 |
| 国 税 / 12月決算法人の中間申告
9月2日 | 地方税 / 個人住民税第2期分の納付
市町村の条例で定める日 |
| 国 税 / 9月、12月、3月決算法人
の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 9月2日 | |

ワンポイント 不服申立制度の見直し

行政処分に対し不服がある場合に、国民を救済する措置が不服申立制度です。国税の場合、税務署に「異議申立て」を行い、主張が受け入れられない場合に国税不服審判所に「審査請求」をします。国税に限らず原則、この2段階の不服申立を経なければ訴訟ができないことから、制度の見直しが検討されています。

教育資金の一括贈与に係る 贈与税の非課税制度 Q&A

扶養義務者間(親子間等)に必要な都度支払われる教育資金は、今までも贈与税が非課税とされてきましたが、教育については将来にわたり多額の資金が必要であり、「一括贈与」を望む声が高くなっていました。また、高齢者世代の保有する資産の若い世代への移転を促進する世により、教育費の確保に苦心する子育て世代を支援するともに経済活性化を促す目的から、平成25年度税制改正で教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が創設されました。以下、ポイントとなる事項をQ&A方式で整理してみます。

① A Q1 制度の概要を教えてください。

① A Q1 直系尊属(父母や祖父母等)から、子・孫名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出すれば、子・孫ごとに、五〇〇万円までが非課税となります。学校等以外への支払は五〇〇万円までが限度です。

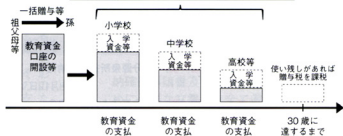
② 教育資金の使途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管します。

③ 平成二十五年四月一日から平成二十七年十二月三十一日までの三年間の措置となっています。

④ 孫等が三〇歳に達する日に口座等は終了となります(図表参照)。

(図表)

教育資金として支出したことを金融機関が領収書などで確認(→利用者は、学校の領収書などを金融機関に提出)



① A Q2 教育資金とは、何ですか。

① A Q2 学校等に対して直接支払われる次のような金銭

① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学試験の検定料など

② 学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など
※「学校等」とは
イ 学校教育法上の幼稚園、小・中学校、高等学校、大学(院)、専修学校、各種学校

② ハ 一定の外国の教育施設
ハ 認定ことも園又は保育所など

② イ 学校等以外に対して支払われる次のような金銭で、社会通念上相当と認められるもの
① 役務提供又は指導を行う者(学習塾や水泳教室など)に直接支払われるもの
イ 教育(学習塾、そろばんなど)に関する役務の提供や施設の使用料など
ロ スポーツ(水泳、野球など)又は文化芸術に関する活動(ピアノ、絵画など)

② その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
ハ イの役務提供又は口の指導で使用する物品の購入に要する金銭

② ①以外(物品の販売店など)

教育資金贈与コーナー



Q3
 学校等以外の者に支払われる金額は五〇〇万円までですが、これは一、五〇〇万円までの非課税枠に五〇〇万円を加えて、二、〇〇〇万円まで非課税になるということですか。
A 違います。非課税限度額の総額は、一、五〇〇万円です。一、五〇〇万円の枠の中で、塾や習い事等の月謝等については五〇〇万円を上限に教育費に含めるという意味です。

に支払われるもの
 学校等の教育に伴って必要な費用であつて、学校等が必要と認めた教科書、学校指定の制服、卒業アルバムなど

Q4
 下宿代は非課税の対象でしょうか。
A 対象とはなりません。ただし、学校等の寮費については、学校等に対して支払われたことが確認できれば対象になります。

Q5
 祖父母から孫への贈与だけが対象なのですか。
A 祖父母からだけではありません。直系尊属(例えば、曾祖父母、祖父母、父母等)からの贈与が対象となります。なお、養父母も含まれます。

Q6
 教育費の要件で、「社会通念上認められるもの」とされていますが、どのようなものが「社会通念上相当」として認められるのですか。
A 教育のために支払われるものとして、社会通念上相当でないものを網羅的に示すことはできませんが、例えば、
 ・賭博やギャンブルに関するもの(麻雀やカジノの手法を教える教室)
 ・遊興・遊技を内容とするもの(トランプ、ゲーム、手品、占い等を教える教室など)

・娯楽目的の鑑賞を行うことを目的とするもの
 等は、教育のために支払われる費用とはいえません。

Q7
 金融機関に提出する資料としては、領収書以外は認められないのですか。
A 領収書のほか、支払い日付、金額、摘要(支払内容)、支払者(宛名)、支払先の氏名(名称)及び住所(所在地)が分かるものであれば、領収書の代わりとして認められる場合があります。

※ 学校等に対する支払の場合には、摘要(支払内容)については、受贈者が提出する以下の支払事実を証する書類に受贈者自身が支払内容を記載し、受贈者が署名押印することにより、明らかにすることも可能です。

〈指定金融機関へ振り込む場合〉
 振込依頼書兼受領書の原本が必要で、①ATMで振込みをした場合は、ATMの利用明細の原本、②インターネットバンキングで振込みをした場合は、インターネットバンキングの振込完了画面を印刷しておきます。
 〈口座振替で支払う場合〉
 実際に引き落とされたことが確認できる通帳のコピーが必要で、
 〈クレジットカード引き落としで支払う場合〉
 クレジットカードの利用明細の原本と、実際に引き落とされたことが確認できる通帳のコピーが必要です。なお、WEBによる利用明細の場合は、WEBの画面を印刷しておく必要があります。

〈月謝袋に現金を入れて支払う場合〉
 習い事の場合など月単位、年単位で領収書の発行がされる場合には領収書の提出を原則としていますが、領収書が発行されない場合には実際に支払われたことが確認できる月謝袋の提出によることも可能です。ただし、月謝袋には、支払日付、金額、支払者(宛名)、支払先の氏名(名称)、住所(所在地)、摘要(〇月分〇〇料として(〇回または〇時間))の記載が必要です。

暑中のご挨拶



暑中お見舞い申し上げます。

大手自動車メーカーの業績が好調を示すなど、景気回復の兆しが一部で見えています。自動車産業は裾野が広いことから関連する中小企業への波及が期待されます。目減りしていた企業・個人の資産が回復、控えていた投資から積極的な投資に変わり始め、来年1月から開始される少額上場株式の非課税制度の利用が多数に上ることが想定されます。

来年4月からの消費税率引上げの際に、スーパー等の小売業が販売セールをする場合の表現について、「消費税分値引き(還元)」など“消費税”の文字が含まれなければ、「3%値引き」などの表示でも認められることになりました。経過措置もこの9月で終了、消費税率引上げが徐々に近づいています。

国民一人一人に付けた番号により情報を管理することで、国民は納税や社会保障などの手続きが簡単になり、国は行政効率を上げることを目的としたマイナンバー制度が平成28年から始まる予定です。プライバシーへの配慮はもちろんですが、使い勝手の良い仕組みにしてもらいたいものです。

皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

印紙税の還付請求権の消滅時効

印紙税を含めた国税に係る過誤納金の国に対する請求権は、その請求することができる日から5年を経過することによって消滅します。

したがって、還付についての印紙税過誤納確認申請書及び過誤納の事実を証するために必要な文書等を全て備えて納税地の所轄税務署長に提出したときを基準に、5年を経過しているかどうかにより判断することになります。

請求することができる日とは、例えば、印紙納付の方法によるものであれば印紙を貼り付けた日です。

なお、書式表示などの承認により申告納税方式をとることになった場合には、所得税などと同じように更正の請求の方法によります。

この更正の請求は、平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来するものについては、法定申告期限から5年以内に行うことになっています。

永年勤続者表彰記念品の源泉徴収

永年勤続者の表彰のための記念品については、その支給が社会一般的に行われているものであり、また、その記念品は、通常、①市場への売却性、換金性がなく、②選択性も乏しく、③その金額も多額となるものでないこと等から、現金による手当とは異なり、給与所得として課税しないこととしています。しかし、同様の趣旨から、現

物に代えて支給する金銭については、非課税と取り扱うことはしないこととされています。また、一定金額の範囲内で自由に記念品として品物を選択できるような場合も、金銭を支給されたときと同様の効果もたらされるため、金額を問わず課税されることとなります。